

大学院生対象 学費等バックアップ一覧表(案2)

| 対象 | バックアップ措置種類 | 金額 | 要件 | 期間 | 採用人数 | 他奨学金との併用可否 | 申込・決定時期 | 申込・照会先 | 備考 |
|----------------|-------------------------------|--|---|--------------|-------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|----------|--|
| 院生一般 | 授業料減免 | 授業料(大学院はスポーツ・健康のみ600,000円、他は530,000円)全・半額免除 | ①正規学生(研究生等含まず)②世帯構成員税込全収入400万円以下、給与所得者以外は218万円以下③1年生:履修登録完了者、2年生以上:前期2年、後期3年での修了要件単位修得見込者(留学・休学期間は算入しない)④非留学生⑤非留年生 | 単年度 | (学部・院生併せて)全額免除30名以内半額免除120名以内 | 併用可。但し合計額授業料総額超過不可 | 毎年6月の指定する1週間 | 学生支援センター | 根拠規程:大東文化大学授業料減免規程 |
| 院生一般 | 奨学金給付 | 1年生:300,000円、2年生以上:200,000円 | 1年生:①入試(秋/7月/春)成績(総合成績偏差値)上位30%以内、②学士課程等での芸術・文化分野国際・全国規模大会・コンテスト優勝・準優勝・最優秀賞受賞・日展出展等の実績者。 2年生以上:①大学院に1年間以上在学し顕著な研究業績を有すること、もしくは1年次成績が各研究科で上位30%以内、②1年生と同様 | 単年度 | 1年生:28名以内 2年生以上:30名以内 | 併用不可(但し私費留学生の授業料減免者は可) | 研究科推薦。学生からの申込はない。決定は毎年6月 | 学生支援センター | 根拠規程:大東文化大学奨学金給付規程 |
| 院生一般 | 特別修学支援金給付 | 500,000円 | 家計維持者乃至学費支弁者の①死亡②離別③破産④解雇/退職/顕著な減収(自己都合による退職(定年退職を含む)は含めない) | 単年度 | 学部・院生併せ毎年度20名以内 | 本学一般奨学金・学生災害見舞金・スポーツ奨学金との併用不可 | 随時 | 学生支援センター | 根拠規程:大東文化大学特別修学支援金給付規程 |
| 院生一般 | 災害見舞金給付 | 被害状況に応じて10,000円から学費全額相当額まで減免 | 学費支弁者が災害に罹災し修学継続困難になった者。但し、奨学金留学による留学者、休学中の者は対象外 | 単年度 | 規定なし | 本学一般奨学金・スポーツ奨学金・特別修学支援金との併用不可 | 随時 | 学生支援センター | 根拠規程:大東文化大学学生災害見舞金規程 |
| 院生一般 | 教育ローン利子補給金給付 | 1人につき年度上限50,000円 | 正規学生(研究生等含まず)で本学が提携する金融機関の教育ローンを利用し学費を納入する者。但し休学中の者、申請翌年度に1年間以上の海外留学予定の者は非該当 | 単年度 | 80名 | 本学一般奨学金・スポーツ奨学金・法科大学院奨学金との併用不可 | 毎年度11月 | 学生支援センター | 根拠規程:大東文化大学教育ローン利子補給金給付規程 |
| 院生一般 | 学費等減免 | 入学金(220,000円)免除 | 大学院入学に際して、学部卒業・大学院修了・退学/除籍後5年以内の者で、 ①本学の学部卒業者が本学大学院に進学するとき ②本学大学院前期・修士・法務研究科修了者が本学大学院後期に入学するとき ③本学大学院退学/除籍者が本学大学院に再入学するとき | 当該年度 | 規定なし | 併用可 | 入試出願時 | 大学院事務局 | 大東文化大学学費等減免措置に関する内規 |
| 院生(後期課程) | 学費等減免 | 授業料半額(265,000円)、教育充実費(179,300円)及び研究費(30,000円)免除(書道学専攻は実験実習費(50,000円)も免除) | 博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得した者(=正規修業年限の3年間で当該の博士後期課程を修了していないが継続して在籍している者) | 原則1年更新は2回を限度 | 該当者数 | 併用不可 | 4月入学者:前年度1月末日 ※9月入学者は大学院事務室に確認 | 大学院事務局 | 大東文化大学学費等減免措置に関する内規 |
| 私費外国人留学生(院生一般) | 授業料減免 | 当該年度授業料の20%(大学院はスポーツ・健康のみ120,000円、他は106,000円)減免 | 正規の私費外国人留学生(国費留学生、外国政府派遣留学生を除く)で経済的理由により修学困難と認められる者(前年の収入年間総額250万円未満(学費分は除く)であり、且つ、前年度の学業成績(取得単位)が基準を満たしている者) | 単年度 | 規定なし | 併用可 | 毎年度4月 | 国際交流センター | 根拠規程:私費外国人留学生の授業料減免に関する規則 |
| 私費外国人留学生(院生一般) | 留学受入促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費) | 独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)から月額48,000円支給 | ①在留資格「留学」の者②大学院生および大学院研究生③前年度の成績評価係数2.30以上(前年度の成績が出ない者は成績が優秀であると認められる者)④日本語N2以上か機構200点以上あるいは英語能力CEFR B2以上⑤仕送り(入学金、授業料等を除く)平均月額90,000円以下⑥学習奨励費併給制限奨学金等非給付者⑦在日扶養者年収500万円未満⑧応募年度も成績評価係数2.30以上維持見込み者⑨学習奨励費受給後進路状況調査協力意思者⑩正規修業年限内者⑪新入生か2年生以上の授業料減免者であること | 単年度 | 未定 | 併用不可制限奨学金あり | 毎年4月の指定する1週間 | 国際交流センター | 大学が選考しJASSOに推薦。採用決定はJASSOによる(注意:本学推薦者が必ずしも採用されるとは限らない) |
| 院生一般 | 外部団体奨学金(給付・貸与) | 各種募集による | 随時、大学院事務局・学生支援センター事務局・国際交流センター事務局等のホームページ、掲示板で掲示 | 随時 | 各種募集による | 各種募集による | 各種募集による | 各種募集による | 専門分野・出身地、外国人留学生対象の奨学金等あり。詳細は掲示の事務室まで問い合わせること。 |

※対象で「院生一般」の表記は課程を問わない